

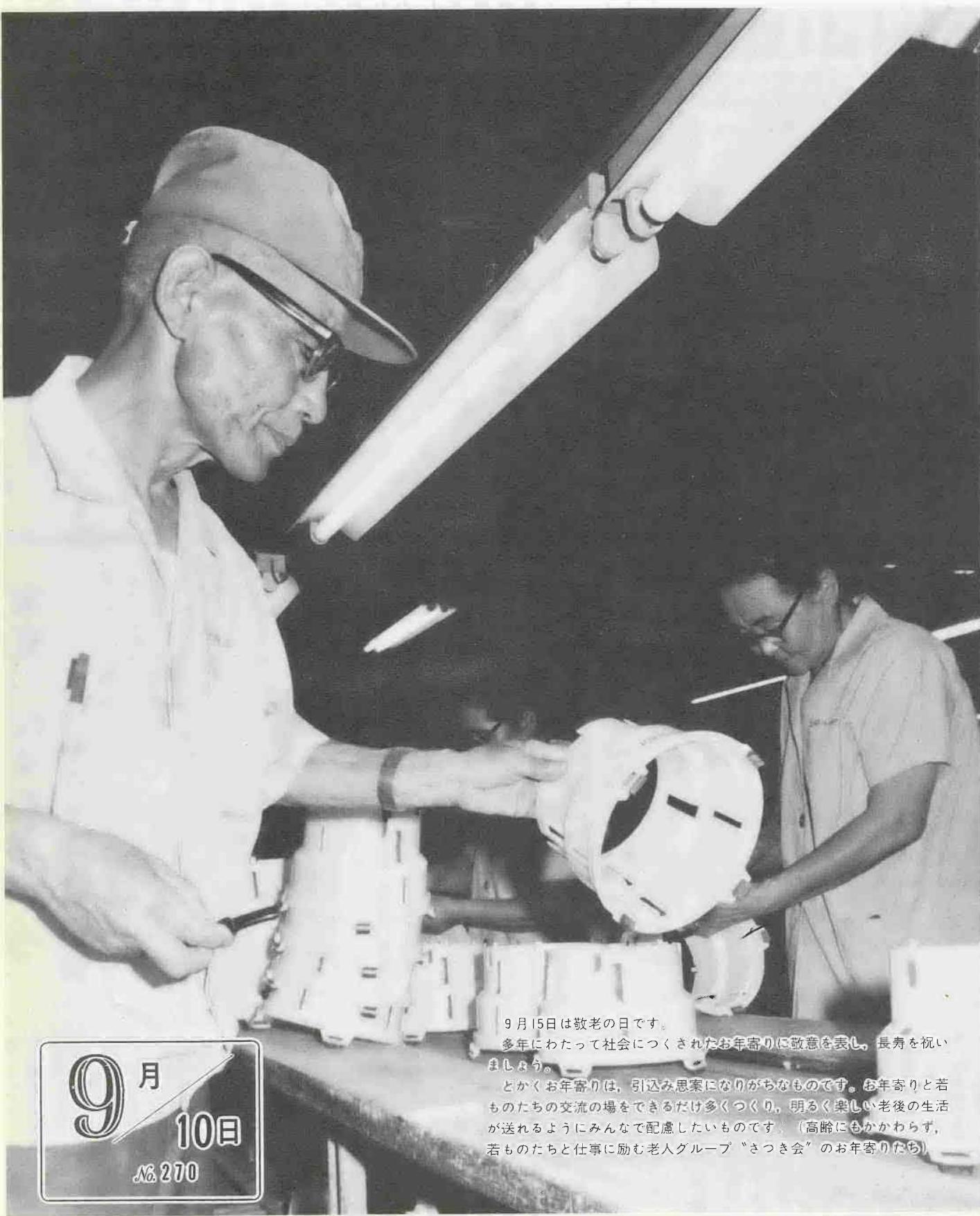
広報

川越

納期のご案内

今月は、

国民年金保険料……第2期
下水道受益者負担金…第2期
の納期です。忘れずに9月30日ま
でに納めましょう。



9月15日は敬老の日です。

多年にわたって社会につくされたお年寄りに敬意を表し、長寿を祝い
ましょう。

とかくお年寄りは、引込み思案になりがちなものですが。お年寄りと若
ものたちの交流の場ができるだけ多くつくり、明るく楽しい老後の生活
が送れるようにみんなで配慮したいものです。（高齢にもかかわらず、
若ものたちと仕事に励む老人グループ“さつき会”的お年寄りたち）

9月
10日

NO.270

既存権利の届出は六ヶ月以内

新都市計画法八月二十五日に告示

無秩序な市街化をおさえ、町とまちづくりを進めるための基本的な法律として、昨年の六月に施行された「新都市計画法」のことは新聞やテレビ等で、みなさんもすでにご存知のことと思います。

しかしこの法律の効力発生の時期は各県によって異っています。

埼玉県の場合、八月二十五日付で、埼玉県告示第九百八十二号によつて告示されましたので、八月二十五日からすでに効力が発生しています。

新しい都市計画法の焦点は、市街化調整区域と市街化調整区域の区分の決定と、この法律の効力発生の時期、すなわち告示の日につい

思います。

そこで、この新都市計画法によつて問題点と、今後の宅地造成や住宅等建築に必要な届け出・許可の手続きなどについて概略を説明いたします。

なお、この法律によつて定められた、川越市の市街化区域および

農業者が住宅等を建築する例外

（法第二十九条）を除き、一般の

方が新たに住宅を建築したり、宅

地を造成したりすることは原則と

して禁止されています。

なお、この法律によつて定められた、川越市の市街化区域および

市街化調整区域は、おおむねこの

図のとおりですが、区分の詳細については、市役所都市計画部総務課で図面の縦覧を行なつています

からご覧ください。

新都市計画法による、市街化

調整区域に決定した区域内には、

調整区域の住宅建築は禁止 届出と手続

既存権利の届出

この法律が告示された、昭和四十五年八月二十五日の前から、市街化調整区域内に、住宅等を建て

る目的で、土地（地目無関係）

を持つていたり、借りていたりし

ている場合、この既存権利の届出

を提出しないと、住宅等を建てる

ことができなくなりますからご注

意ください。

届け出は知事あてで、届出の期

限は告示の日から六ヶ月以内です。

しかし建築をするときは、改めて

所開発課にありますのは、知事あ

し、建築がべき期間、告示の日

から五ヵ年以内となっています。

既存権利の届出書（用紙は市役

所開発課にあります）は、知事あ

し、建築がべき期間、告示の日

から五ヵ年以内となっています。

所開発課へ提出してください。

なお、川越市以外にこのような

土地を所有している場合や、市外

に住んでいる人が川越市内に土地

を所有している場合も、当然この

届け出をしておかなければならな

いので、該当する方はその市町村

で確かめてください。

なお、この開発許可申請書も知

事あてに二部作成し、市役所開発

課へ提出してください。

開発許可（法第四十三条）

建築許可（法第四十三条）

建築許可の申請は、従来からの

建築基準法による建築確認申請

とはまったく別なもので、市街化

調整区域内で、すでに宅地となつ

ています。

（従来からの建築確認は建築許可

が不要です。

ただし、市街化区域内で、千

方に未満のものについては不要で

す。したがって、この許可の対象

となるものは、市街化区域内の千

平方m以上の大規模のものおよび、

市街化調整区域内で、例外として

所開発課へ提出してください。

開発行為（宅地造成等）が認めら

れていますから、これ等のもの

以外の開発行為は原則として認められません。

なお、この開発許可申請書は所

開発行為（宅地造成等）が認めら

れていますから、これ等のもの

以外の開発行為は原則として認められません。

（従来からの建築確認は建築許可

が不要です。

ただし、市街化区域内で、千

方に未満のものについては不要で

す。したがって、この許可の対象

となるものは、市街化区域内の千

平方m以上の大規模のものおよび、

市街化調整区域内で、例外として

所開発課へ提出してください。

開発行為（宅地造成等）が認めら

れていますから、これ等のもの

以外の開発行為は原則として認められません。

（従来からの建築確認は建築許可

が不要です。

ただし、市街化区域内で、千

方に未満のものについては不要で

す。したがって、この許可の対象

となるものは、市街化区域内の千

平方m以上の大規模のものおよび、

市街化調整区域内で、例外として

所開発課へ提出してください。

開発行為（宅地造成等）が認めら

れていますから、これ等のもの

以外の開発行為は原則として認められません。

（従来からの建築確認は建築許可

が不要です。

ただし、市街化区域内で、千

方に未満のものについては不要で

す。したがって、この許可の対象

となるものは、市街化区域内の千

平方m以上の大規模のものおよび、

市街化調整区域内で、例外として

所開発課へ提出してください。

開発行為（宅地造成等）が認めら

れていますから、これ等のもの

以外の開発行為は原則として認められません。

（従来からの建築確認は建築許可

が不要です。

ただし、市街化区域内で、千

方に未満のものについては不要で

す。したがって、この許可の対象

となるものは、市街化区域内の千

平方m以上の大規模のものおよび、

市街化調整区域内で、例外として

所開発課へ提出してください。

開発行為（宅地造成等）が認めら

れていますから、これ等のもの

以外の開発行為は原則として認められません。

（従来からの建築確認は建築許可

が不要です。

ただし、市街化区域内で、千

方に未満のものについては不要で

す。したがって、この許可の対象

となるものは、市街化区域内の千

平方m以上の大規模のものおよび、

市街化調整区域内で、例外として

所開発課へ提出してください。

開発行為（宅地造成等）が認めら

れていますから、これ等のもの

以外の開発行為は原則として認められません。

（従来からの建築確認は建築許可

が不要です。

ただし、市街化区域内で、千

方に未満のものについては不要で

す。したがって、この許可の対象

となるものは、市街化区域内の千

平方m以上の大規模のものおよび、

市街化調整区域内で、例外として

所開発課へ提出してください。

開発行為（宅地造成等）が認めら

れていますから、これ等のもの

以外の開発行為は原則として認められません。

（従来からの建築確認は建築許可

が不要です。

ただし、市街化区域内で、千

方に未満のものについては不要で

す。したがって、この許可の対象

となるものは、市街化区域内の千

平方m以上の大規模のものおよび、

市街化調整区域内で、例外として

所開発課へ提出してください。

開発行為（宅地造成等）が認めら

れていますから、これ等のもの

以外の開発行為は原則として認められません。

（従来からの建築確認は建築許可

が不要です。

ただし、市街化区域内で、千

方に未満のものについては不要で

す。したがって、この許可の対象

となるものは、市街化区域内の千

平方m以上の大規模のものおよび、

市街化調整区域内で、例外として

所開発課へ提出してください。

開発行為（宅地造成等）が認めら

れていますから、これ等のもの

以外の開発行為は原則として認められません。

（従来からの建築確認は建築許可

が不要です。

ただし、市街化区域内で、千

方に未満のものについては不要で



■教養講座

勤労青少年ホームでは、第3回教養講座をつぎのとおり開きます多数ご参加ください。

□開設者…県川越勤労青少年ホーム

□期間…10月から3月末まで(各コース18回)

□対象者…中小企業に働く25歳以下の青少年

□申込…9月25日までに川越勤労青少年ホームへ運営費300円を添えてお申し込みください。ただし、定員になり次第締めきります。

□講座内容

講座名	講座日	定員	時間
社交ダンス	月曜日	40名	
書道	火曜日	20名	6時30分
華道	水曜日	20名	
茶道	木曜日	20名	
卓球	金曜日	20名	
タフ	金曜日	20名	8時30分
料理	土曜日	30名	

□受講料…受講料は無料ですが、教材に要する経費は自己負担になります。

■各クラブの会員募集

勤労青少年ホームでは教養講座受講生募集のほか、茶道、華道、卓球、ハイキング等の各クラブの会員も募集しています。くわしくは勤労青少年ホームへ(☎22-5241)

■救急法講座

中央公民館と日本赤十字社埼玉県本部では、次の内容で救急法講座を開きます。あなたもこの講座で、おもわぬ事故に対処する知識・技術をお学びください。

■内容

- 9月25日(金)…救急法概論
- 10月2日(火)…ショックと傷の知識と手当
- 10月9日(火)…人工呼吸のやり方
- 10月16日(火)…服毒の手当と運搬法
- 10月23日(火)…骨折の手当
- 10月30日(火)…急病、毒草、腫瘍等の手当

- 時間…毎回午後6時30分~9時まで
- 会場…川越市中央公民館講座室
- 対象…川越市内に在住・在勤する成人男女
- 定員…45名
- 受講料…500円(資料、テキスト、その他)
- 申込…9月19日(火)までに受講料を添えて中央公民館(川越市三久保町18の3)へお申し込みください。電話による申し込みはご遠慮ください。

■料理講座

■日時…9月19日(土)、26日(土)、10月3日(土)

17日(土)の4回 每回午後1時30分~4時

■会場…中央公民館調理実習室

■定員…35名

- 対象…川越市内に在住・在勤する女性
- 受講料…無料 但し材料費として800円
- 申込…9月16日(水)までに材料費800円を添えて中央公民館へ直接お申し込みください。定員になり次第締めきります。

※くわしくは、中央公民館料理係(22-1394)へおたずねください。

第9回 映画の夕べ

■とき…9月19日(土)午後6時30分~8時30分

■ところ…川越市中央公民館 (入場無料)

■プログラム…中編劇

○リンゴ畑の四日間…農事休暇でリンゴ園に働く少年達に起きた事件をとおして正義感とそれを貫く勇気の大切さを教えます。

○北国の少年たち…きびしい能登半島の冬を背景に少年たちの友情を描き、祖先からの伝統をうけつぐ姿をとおして、人間の見方と生き方を考えさせます。

各種相談は市民相談室で

あなたに心配ごとはありませんか。市民相談室では、いろいろなことについて相談をお受けしています。お気軽にご利用ください。

相談種目	相談日(祝日を除く)	相談時間
一般(心配ごと)相談	毎日	午前10時から午後4時まで
行政相談	毎週水曜日	午前10時から午後4時まで
法律相談	毎月第2・第4木曜日	午前10時から午後4時まで
内職相談	毎週火・金曜日	午前10時から午後4時まで
交通事故相談	毎日	午前10時から午後4時まで

相談は、すべて無料です。相談を受ける場合は、なるべく関係書類(契約書、示談書、領収書等)を持参してください。また、内職相談を受ける場合は、居住を証明(米穀通帳、保険証等)するものを持参してください。

川越市の歴史を知るつどいから

川越の歴史を知るつどいでは、「川越まつり」も1カ月後にせまりましたので、祭りのいわれや山車の構造、祭りに伴う慣習などについて郷土史研究家の有山先生からお話を伺います。みなさんお説あわせおでかけください。

■とき…9月17日(日)、10月1日(木)の2日間、午後6時30分~8時30分

■ところ…川越市中央公民館

■入場無料

巡回行政相談

○とき…9月22日(火)午後1時~4時

○ところ…芳野出張所

○相談員 行政相談委員 関口道之助
県行政相談員 新井 勝夫

出張収納事務を廃止

市役所徴収課では、今まで、菅原町公民館で市税等の出張収納の事務を行なってきましたが、都合により、10月から廃止いたします。

去年よりも早く、全国で交通事故による死者が一万人を越えてしましました。なんともいえぬ悲しい記録です。しかしこうした事故は、大部分が運転車や歩行者のルール違反で起きてるわけです。

ルール違反の中でも、もっとも簡単におかしがちなのが、スピードの出しすぎです。その結果、カーブが曲り切れなかったり、急ブレーキをかけてもすぐ停車できず、追突ということがあります。すべての人

が、制限速度内で走ってくれたら、すこしは事故が減るでしょう。

スピードをだしてスリルを味わうどころか、死を味わってしまっては遅いのです。

スピードはひかえて

スピードはひかえめにしましょう。

スピードをだしてスリルを味わうどころか、死を味わってしまっては遅いのです。

スピードはひかえめにしましょう。

スピードを乱用することが必ずあります。皮は

年においができます。ふとん皮をとつて、綿は一度夜露にあたつぶり日にあてます。皮は洗つてアイロンをかけ、仕立てあげてからしまいましょう。

市民チャンネル

ボンド・シンナー
類を乱用する青少年
があとをたちません。
最近では中学生の間
へも波及し、段々低学
年化してくる傾向にあります。

こうした青少年を早く発見して適切な指導をすることが

必要になつてきますが、両親の半数以上が自分の子がボン
ド類を乱用していることに気づいていません。ふだんから
子どもの話合いの場をもつていて、子の行動や身体の変化などに気をくばって、た
とえ乱用していても早く発見できるようにしてい

ます。また、みなさんの中で、ボンド類を乱用して

いる青少年を見かけたら、もよりの警

察署(二二〇番)か市青少年事務局へ

ご連絡ください。ひとの子も我が子も

同じ愛のひと電話を…。

あき地を所有している方は、もう一度現地を確認していただき、あき地を適切に管理したいものです。あき地をきれいにして、すみよい環境づくりに協力ください。

害虫の発生源となつたり、火災や犯罪の発生にもつながります。また、ゴミや危険物の投棄される場所になりやすいものです。

あき地をきれいにして、すみよい環境づくりに協力ください。

ポンント・シンナーから少年を守ろう

夏ものの整理